

# 厚生労働省九州厚生局は地域共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

## 地域共生社会とは

- 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

## 九州厚生局における地域共生社会の実現に向けた取組

- 九州厚生局においては、地域包括ケアシステム、生活困窮者支援、障害者の地域生活支援、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの事業について、地域の実情に応じた優れた取組を行っている市町村・事業所等の事例を優良事例として紹介するためのサイトの創設や、支援を希望する市町村等に対して、優れた取組を行っている市町村・事業者の職員や有識者をアドバイザーとして派遣するなど、優良事例・ノウハウの横展開を推進しています。
- さらに、自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国交省、農水省、総務省、経産省）の地方支分部局と連携・情報交換を行うとともに、関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援（居住支援・移動支援・農福連携支援・ICT利活用支援）事業を行っています。

## 4つのマッチング支援事業

### 居住支援 （国交省九州地方整備局との連携）

自治体（市町村）からヒアリングを行い、各分野が持つ資源や情報力を有効活用した実効性のある具体的な地域政策を共に検討するなどの支援を行います。

※ 平成30年10月から、「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内7市町が参加しています。

### 移動支援 （国交省九州運輸局との連携）

移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

### 農福連携支援 （農水省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（障害者就労継続支援事業所、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、ヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

### ICT利活用支援 （経産省九州経済産業局、 総務省九州総合通信局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州経済産業局や九州総合通信局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行います。

※ マッチング支援を希望される自治体や事業者は、九州厚生局地域共生社会推進室（092-432-6784）まで、お問い合わせ下さい。